

## (6)有用情報の収集・発信

事例集の作成などを通じて商店街活性化に取り組む商店街にとって有用な情報を収集し、全国に発信します。また、「新・がんばる商店街77選」(平成21年3月31日・選定)など全国各地で先進的な取り組みを行う商店街を顕彰、広報する。

## (7)関係省庁が連携した支援体制

商店街が各種商店街関連施策を利用する際の便宜を高めると同時に、支援の効果を高めるため、関係省庁の連携体制を整備する。

# IV.事業計画認定スキーム

## 基本方針の策定(経済産業大臣)

- ・商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向
- ・商店街活性化事業の内容、事業促進に当たって配慮すべき事項
- ・商店街活性化支援事業の内容、事業促進に当たって配慮すべき事項

## 事業計画の作成(商店街振興組合等)

### 商店街活性化事業計画

(作成主体：商店街振興組合等)

商店街振興組合等が地域住民の生活に関する需要に応じて行う商店街活性化のための事業

→ 空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営、街路のバリアフリー化、集客イベント等を支援組合と一体となって事業を行う組合員等に対しても支援を実施

### 商店街活性化支援事業計画

(作成主体：一般社団法人等)

商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う研修、指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業

申請

認定

## 事業計画の認定(経済産業局長)

## 都道府県、市町村の意見の聴取・配慮

# V.「株式会社全国商店街支援センター」による商店街支援について

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、及びこれらの団体と全国商店街振興組合連合会、日本商工会議所が参加する「未来志向型中小商業振興協議会」に対して、(独)中小企業基盤整備機構が助成を行い、これら4団体が共同して設立した「(株)全国商店街支援センター」を通じて商店街人材の育成、ノウハウ提供、専門家派遣による徹底したハンズオン支援、商店街自立支援、地域卸売業機能強化、地域産品販路拡大などの事業を実施します。